

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和 2 年 4 月 16 日

特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
理事 阿部裕子

セクシュアルハラスメント対策についての意見です。

日本政府は、2019 年 6 月の ILO 総会での「仕事上のセクハラ・パワハラを禁じる国際基準」の採択で賛成しました。その結果、国内法の整備をしなければならないのです。現在の国内法は、禁止規定がなく、男女雇用機会均等法でセクシュアルハラスメントの防止の措置や改正労働施策総合推進法で雇用主にパワハラ相談窓口の設置等を求めるものです。

しかし条約で求められている内容は、暴力やハラスメントを禁止したうえで、使用者に防止の措置を求める法の整備や被害者の保護、救済の義務を課すことです。また、雇用している労働者だけでなく、非正規労働者やインターン、ボランティアも保護の対象になります。

セクシュアル・ハラスメントの被害は、パワーハラスメントやモラルハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメント等と複雑に絡み合っている場合もあり、包括的なハラスメントの施策が求められています。

しかも、ジェンダーに基づく不平等な力関係から被害を受けるのは圧倒的に女性であり、複合的差別として LGBTQs や障がい者も被害を受けやすい状況にあります。

誰もが安心して職場で働けるためには、セクシュアルハラスメントの加害者に刑事責任を問うと同時に損害賠償を求められるよう国内法の整備が必要です。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項について

令和2年4月16日

女性に対する暴力に関する専門調査会

井田 良

性犯罪・性暴力対策に関しては、いまや抽象的な法改正の必要性を説く段階から、より具体的な論点の抽出と、わが国の刑事法の基本原則と整合的な解決に向けての立法提案の具体化が必要な段階に入っているといえるであろう。そのために必要なことはいくつかあるが、何より正確な実態把握が重要であり、法改正を支える立法事実の探求が求められていると思われる（同時に、単なる条文の表面的な比較を超えた、海外法制の調査研究も必要であろう）。この点に関しては、内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」があり、そこにおける「無理やりに性交等された経験がある」女性の割合等がしばしば引用されるところであるが、法改正のための立法事実として参考にするにはいささか抽象的であり、どのようなケースがそこで想定されているか、想像することが困難である。また、法総研による継続的な調査もあるが、性被害については目立った結果が出ていない。よりサンプル数を絞った上で、面接調査の手法を用い、より具体的な性被害の態様まで調査することが望ましいと考えている。

私が特に関心を持つのは、「重点方針 2019」にあった「性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応」であり、これがこの社会における性暴力の抑止にとっても、いわば基盤整備の意味を持つと考えている。とりわけ、高校での教育や大学での教育において、男女双方の若者たちに対し、社会の健全な発展のために男女共同参画および女性活躍の視点が決定的に重要であることを理解させ、その理念の実現された社会のイメージを持たせ、そして、それと日本社会の現状との距離を学ばせることである。文部科学省を中心とした取組みということになるが、講座設置、当該科目の必修科目化、担当教員採用等に向けてインセンティブを与えることが考えられるのではないか。

2020年4月16日

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

性暴力被害者支援センター・ふくおか 浦 尚子

新型コロナウイルス感染拡大下における性暴力相談対応について

外出自粛による休校や休業の影響を受け、もともと自宅が安全な場所ではない層が学校やバイト先、ネットカフェなどの居場所を失ったり、不安定な雇用で生計をたてていた層が仕事を失い生活困窮に直面するなど、若年層を中心に虐待や性的搾取の被害にあうリスクが高まっています。

実際に、今年2月以降、在宅時間が長くなることでSNSで知らない人とつながる機会が増え被害にあったという高校生の相談や、回復を目指していた性被害サバイバーが生活困窮して携帯代も払えず性風俗で現金収入を得るしかなくなった、などの相談が当センターにも寄せられています。

しかも、こうした被害の場合、外出した自分が悪いと責められるのではないかと不安を抱えたり、生活のためには仕方がないから被害ではないと考えるなど、周囲に開示するハードルが非常に高く、被害が潜在化・深刻化する傾向があります。

一方で、相談の受け皿となるワンストップ支援センターでは、人との接触を制限することが求められるなか、面談や同行支援をどうしたら継続できるか、相談体制の維持・再構築を迫られていると感じています。

こうした状況をふまえ、次の点について検討を要望いたします。

(1) 相談体制のオンライン化の整備

若年層にとって気軽に使えるSNSなどの方法で相談できる体制を整備すること、相談先や支援についての情報がオンライン上で得られるようにすることなど、オンライン相談体制の構築が喫緊の課題だと考えます。

そのためには、相談の受け皿となるワンストップ支援センターがオンラインやリモートワークで相談対応・情報提供できるスキルやノウハウを習得する必要があります。

こうした相談体制再構築にあたっての相談員研修やIT環境整備について、知見のご教示を強く希望いたします。

(2) 多機関連携

つながりにくい相談だからこそ、いろいろな機関が連携して対応することが重要です。

具体的には、ワンストップセンター等の相談窓口、アウトリーチ支援を担う民間支援団体、民間シェルター、行政の相談窓口などが連携しつつ、相談者の生活を支える体制が求められていると感じます。

よって、そうした多機関連携が実現するためにも、現在、内閣府や厚生労働省など管轄の分かれている取り組みについて、省庁の垣根を越えた連携ができる仕組みづくりを要望いたします。

(3) 誰もが支援を受けられる体制整備

新型コロナウイルスの影響でワンストップ支援センターの相談体制が不安定化するなか、男性やLGBTQの方、障害のある方など、もともと相談につながりにくい方がさらに支援を受けにくい状況になることを懸念しています。

相談体制の整備にあたっては、誰もが必要な支援を受けられることが最低条件だと考えます。相談ニーズは多様です。

よって、どこでどのような相談を受けることができるかといった相談窓口についての情報を整理・周知するとともに、そうしたニーズに対応できる相談員の育成と切れ目のない支援体制の構築を要望いたします。

以上

「女性活躍加速のための重点方針2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和2年4月16日
女性に対する暴力に関する専門調査会
可児康則

- 1 DVに関し、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が平成26年度以降連続して10万件を超え高止まり状況にあることが現状認識として示されています。DV被害が減少していない（むしろ、増加している。）ことを示すため、警察への相談が右肩上がり増加していること（令和元年で8万2207件。資料2）も加えるべきと考えます。

DV被害が今なお多いことも問題ですが、更に問題なのは、相談件数が高止まり、あるいは、増加しているにもかかわらず、婦人相談所での一時保護件数と保護命令件数がここ数年右肩下がり減少し続けていることです。平成26年度と比較した場合、夫等からの暴力を理由とする一時保護された人数は4143人から3000人（平成29年度）と約28%も減少しています。保護命令の既済件数も平成26年の3125件から平成30年は2177件と30%を超える減少です。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/DV_data.pdf

日本の被害者保護法制は被害者がDVから「逃げる」ことを想定して組み立てられています（「逃げる」ことしか想定されていないとも言えます。）。そして、一時保護と保護命令は、DV防止法による被害者保護の柱の制度（対応）です。その柱が、DV被害が減少していないにもかかわらず、大幅に減少してしまっているのです。DV防止法の制定から20年近くになりますが、同法を中心とした被害者保護法制が機能しづらくなってきているのではないかと考えられます。その要因の分析は今後の課題かもしれませんが、少なくとも現状として相談が高止まり（増加）状況にあることを示すだけでは不十分であり、一時保護と保護命令が減少し続けていることも示す必要があります。

2 「（3）配偶者等からの暴力への対策の推進」について

（1）「②民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進」について

民間シェルター等の中には、DV防止法制定以前からDV被害者支援に携わってきた団体も多く、被害者支援に対する情報やノウハウの蓄積があります。民間シェルター等の持つ情報やノウハウを共有すべくネットワークの強化に向けた取組を促進することは、地域における充実した被害者支援のため必要不可欠です。

民間シェルター等の多くは財政難とメンバーの高齢化に直面しています。財政が厳しく、常勤スタッフを雇用することも容易でないため、ボランティア中心にならざるをえません。そのことが人材難と高齢化にも繋がっている面もあると感じます。

従って、民間シェルター等の情報、ノウハウを共有し、地域の被害者支援に活かすのであれば、民間シェルター等が安定的に活動に関わることができるよう財政的支援は不可欠であり、その必要を書き込むべきです。財政的支援により民間シェルター等の安定した活動を支援しつつ、そのノウハウ等を共有し、被害者支援にあたる必要が

あります。そのための施策を行う必要があります。

民間シェルター等を便利に、安価に使おうといった姿勢は許されません。民間シェルター等のこれまでの活動に対し敬意を持ち、その活動を支えつつ、連携する必要があります。

(2) 「③配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討」について

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の附則で検討することとされているのは「通報対象となる配偶者からの暴力の形態」「保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大」ですが、DV防止法の今後の在り方として検討されるべきはその範囲にとどまりません。

冒頭で述べたとおり、一時保護や保護命令が減少するなど、DV防止法が機能しづらくなっている実情があります。また、DV防止法の保護命令違反の罰則をストーカー法の禁止命令違反に合わせて改めることや、後記のとおり、子どもを被害者として位置づける等も検討されるべき事柄は他にもあります。

附則検討条項につき見直しの検討は不可欠ですが、それだけではなく、より充実した被害者支援の観点から広く検討がなされるべきであり、DV防止法の今後の在り方の検討範囲を、附則検討条項の範囲に限定することは適切ではありません。

(3) 「④加害者プログラムを含むDV対策の推進」について

加害者プログラムを通じ、DV加害者の行動変容を目指すこと自体に反対はしませんが、その目的を加害者の「更生」に置くことには反対です。DVは力による支配ですから、加害者プログラムに通った結果、身体的な暴力を振るわなくなったり、暴言を吐かなくなったとしても、他の言動で被害者が恐怖を抱き（過去のDVの記憶が消え去ることはなく、被害者は加害者のちょっとした言動に恐怖を覚えます。）、加害者を怒らせないように自らの行動を制約し続けるならば、力による支配構造は残存しています。加害者が「更生」したとは評価できません。

加害者プログラムの位置づけは、加害者の「更生」ではなく、加害者をプログラムに参加させ、加害者に働きかけることによって行動を一定制約し、そのことを通じて被害者の安全を図ることに置くべきではないかと考えます。低リスクケースにつき、加害者をプログラムに通い続けることで、被害者が逃げることなく地域内で生活し続ける方向はあり得ると考えます。一時保護や保護命令など、被害者が逃げることを想定した支援が上手く機能しなくなっている中、被害者が逃げる一辺倒でなく、逃げなくて良い被害者支援のための加害者プログラムの活用は検討の余地があります。ただ、高リスクケースでの安易な対応は危険です。それに適したケースか否か、ケースごとのリスクアセスメントが今以上に重要になります。

(4) 「⑤DV対応と児童虐待対応との連携強化」について

連携強化の必要性に異論はありません。連携のためのガイドラインや研修も必要でしょう。ただ、それだけでは足りません。

DV事案につき、児童相談所がDVを理解せず介入した結果、事案を複雑化し、子どもを含む被害者の支援にマイナスになることがあります。被害者である母が子どもを連れて警察等に支援を求めた場合、配偶者暴力相談支援センターが母子で一時保護することでスムーズな支援につながり得たものを、児童相談所が子どもを母と分離し、

一時保護した結果、離婚手続の前に家庭裁判所に子の監護者指定と子の引渡しの審判、審判前の保全処分を申し立てなければならなくなり、母のもとに子どもが戻るのに半年以上を費やしたこともあります。

面前DVが子どもの深刻な影響を及ぼすことは広く知られてきましたし、児童虐待防止法は面前DVを子どもへの虐待と定義しています（児童虐待防止法 2 条 4 号）。他方、DV防止法は子どもをDVの被害者とは扱っていません。同法における被害者とは配偶者からの暴力を受けた者のみです（DV防止法 1 条 2 項）。

DV防止法において、DVに曝された子ども（面前DVを受けた子ども）を、DVの被害者であると明確に位置づける必要があります。その上で、DV対応として、配偶者暴力相談支援センターが中心となって対応にあたるべきであると考えます。

子どもの安全を図るには、DVに曝された子どもの保護、支援につき責任を負うべき機関、中心的に対応すべき機関を明確にする必要があります。そして、DVが存在する場合、DV対応の中心機関である配偶者暴力相談支援センターが中心となるべきと考えます。

以上

2020年4月16日

「女性活躍加速のための重点方針2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

女性に対する暴力に関する専門調査会

小西 聖子

1) コロナウイルスの蔓延によって、DVが増えていると、欧米の国や地域からの報告があり、国連事務総長からもメッセージが発せられました。日本でも同様のことは起きる、あるいはすでに起きている可能性が高いです。

大きな災害が生じた場合に、ストレスは誰にでもかかってくるものですが、その影響は様々に表れます。疫学的には、メンタルヘルスの側面では、災害があった場合には、抑うつ状態、不安障害、PTSD等が増えることが知られていますが、それが家庭の中の暴力の増加としても現れることは、これまでも報告されてきました。今回のコロナウイルス感染の問題でも同様だと考えます。ストレスがかかれば、家族間の緊張も増します。大変な事態が起きた時に、家族が団結できる場合もありますが、多くの場合、家庭がうまくいかない方向に働くことも認識しておく必要があります。また緊急時には多くの対策が世帯単位で行われますが、そこから漏れてしまう家族成員がいる可能性も必ずあります。

緊急事態宣言中も、そのあとも、DVや虐待の相談、支援がよく機能するように、また支援する人の安全が図られるように、今年度の対策を行うべきです。

また今後、失業者が増えると考えられ、その場合、非正規就業の女性、特に低所得のシングルマザーの家庭などに、より強く影響を与える可能性があります。DVの被害を受けたDV被害者を多く含む生きづらさを抱える女性とその子どもに対しての支援が必要です。

2) まず「逃がす」ことを中心に据えたDV被害者への支援が、それだけでは限界があることは多くの人の意見の一致するところです。DV被害者支援の枠組みをどのように考えるかは単年度で考えられることではありませんが、今後、様々な見直しが必要です。今年度から始まった施策である民間シェルターへの支援は、単に民間シェルターを存続させるというだけでなく、被害女性が回復するまでの、民間ならではの柔軟な多様な支援を展開させることを可能にするものであってほしいと思います。

3) また各地の支援機関の支援員の待遇改善が必要です。公的な支援機関でも民間シェルターでも支援者の高齢化、世代交代の困難さが言われていますが、この原因は主に雇用形態と低収入にあると考えています。この領域を仕事とする限り、専門性が求められるのに、アルバイトと同様の収入では、若い人たちが育ちません。支援者の世代交代促進と専門性の維持は今後、施策が必要となる領域であると思います。

4) 加害者の暴力防止プログラムを、その趣旨を明らかにしながら、全国で実施できるようにしていく必要があります。「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」検討会の報告書などを活用し、現実的なレベルを踏まえての実践が必要だと考えます。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

2020年4月16日

フジテレビジョン CSR 推進室 木幡 美子

1, 広報の在り方について

- ・実態が伝わっていない

女性に対する暴力と一口に言っても、性犯罪、DV（デートDVを含む）、ストーカー、ハラスメントなど多岐にわたり、そのすべてが重大な人権侵害にあたるが、それは今でもまだ十分に認識されていないと感じる。ただそれをメディアで取り上げてもらおうと思っても、なかなか報道には結びつかない。メディアに取り上げてもらうための1つの方法として、例えば世の中で大きな話題となっている事件・事象が発生しているときに、うまくそれを裏づけるデータなどを出すことで、こうした問題についての認識を高めることはできると考える。

本調査会では、財務省幹部とテレビ朝日女性記者との問題が報じられた年には、セクシャルハラスメントに焦点を当てたり、児童虐待を受けていた子供の母親が実は夫からDVを受けていたというニュース後には、児童虐待とDVの連携を進めたりと、比較的迅速に対応してきていると思うが、例えば現在の新型コロナウイルスの感染拡大にともなう自宅でのDVの増加なども、フランスの事例が大きく報じられていても、日本のことはあまり伝えられていない。もし日本でも件数が増えていてそれを裏付ける事実があれば、それを迅速に公表したり、インターネットで、「DV 助けて」などと検索する件数が増えているなどでも変化は見えると思う。

常にアンテナを張って、効果的なタイミングをとらえて、発信することが大事だと考える。

ともすると命にもかかわる深刻な問題なので、今この瞬間にも苦しんでいる人がたくさんいることを念頭に置いて発信すべき。

- ・被害者が声をあげやすくするための方法

最近私のところに「DVに苦しんでいる女性がいるが、どうしたらいいか」という問い合わせがあった。これまでもずっと被害を受けていた人のようだが、どこへ行ったらいいのかわからず我慢してきたという。内閣府のページも見ていなかったようだ。相談窓口もいいが、よりアクセスしやすいワンストップ総合サイトを作ってはどうか。ここへくればすべてがわかるというようなもの、かつリンク集のように役にたちそうな情報も得られるというものがよいのではないか。あとぜひ「声を出してしゃべらなくても相談できる方法」を積極的に導入してほしい。

- ・加害者への対策

これまでも指摘しているが、そもそも加害者を減らさなければこの問題は解決しない。加害者の中には、どうしても衝動にかられてしまうことに苦しんでいる人、負の連鎖によるもの、直したいけど治らないという人もいるかもしれないので、そもそもどういう背景がある人間がそういう行為に及んでしまうのかなどの研究も進めて欲しい。その上でより有効な加害者プログラムをお願いしたい。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

20200416

女性に対する暴力に関する専門調査会委員 種部恭子

- ・ (1)～(6)のカテゴリーの分け方、若年層を分けたことですっきりしたと考える。
- ・ (2)の若年層対策または(6)予防の部分に、性的搾取や強制的性交等の加害者・被害者にならないための「性的同意」について啓発することと、パートナーとの間の支配である「デートDV」の予防啓発を行うことを、具体的に明記してはどうか。緊急避妊薬のオンライン診療実施に向けて性教育の充実について検討していると思われるため、チャンスであると考え。 (若年妊娠・中絶の多くは性的同意のない性交、または避妊しない性交によるものである。避妊しない性交は「相手が避妊に協力しない」「コンドーム着用を求めたら相手がキレた」という状況で起こっており、避妊に協力しないのは身体的暴力、キレるのはデートDV、性的同意のない性交はすべて性暴力、という位置づけだと思われる。)何が予防啓発教育なのかをわかるように記述しなければ、従来通り「発達段階に合った性教育をしている」とのアクションしか起こされないのではないか。
- ・ 学齢期の子どもが性暴力被害にあったことが開示された場合の、学校での対応、および家庭で非加害親が取るべき行動に関して、研修や啓発が急務と考える。
- ・ 同様に、医療機関における対応能力の向上と対応できる人材の育成は、刑事裁判での無罪判決を減らすために急務である。
- ・ (2)若年層の部分において、風俗やキャバクラで働き、ネットカフェや泊め男のところで過ごしていた居場所のない女性たちは、COVID-19の3密防止策で真っ先に影響を受けているところ、若年層に対する暴力は居場所のなさや貧困を背景に起こっている問題である。若年層への暴力根絶において、SNSやメールによる相談の試行実施、その後の出口支援である民間シェルターの活用、自立までのステップハウスの設置促進などについては、あり方の検討に止まらず、早急な対応をご検討いただきたい。
- ・ (3)DVについて、COVID-19との戦いは疫学的推測で数年続くことが予想され、全く違う働き方、全く違う家庭のあり方を模索する必要があると思われる。この環境下でのDVへの対応強化には強く賛同する。その上で、ずっと加害者が同じ家の中にいる環境において相談が可能であるか、非常に危惧している。外出自粛状況になってから、相談件数や相談内容はどう変化したのか、検証しデータを残しておくことが、効果的な相談方法を探る材料になると考える。相談の拡充と合わせて検証についても検討願いたい。
- ・ 大臣のメッセージで危険だと思ったらすぐに警察へ、と投げかけていたが、それも可能かどうかかわからない。強く外出自粛が求められている地域であっても食料品の調達は不可能ではないはずであり、たとえば、スーパーやコンビニなどに出かけた際に、相談しようと思えるようなメッセージが届くような仕組みなど、効果的な相談のきっかけづくりを考えてはいかがか。

- ・ 民間シェルターのパイロット事業は資金的に自立できる既存民間シェルターの業務拡充を対象としているようだが、そうであれば、新たなメニューとしてシェルターがない自治体に立ち上げの動きを促すような対象の拡大および費用の上積みを含め盛り込んではいかがか。
- ・ 民間シェルターの運営には人材確保だけでも大変苦労されていると拝察するが、人件費捻出ができないことが足かせとなり若手支援員が育たないのも事実である。次年度以降への提言として、運営の安定化を目指すことを盛り込んではいかがか。
- ・ (4)セクハラについて、法施行後、実行力をもって運用されているかどうかの検証が必要だと考える。相談により人権侵害を受けないような外部機関の窓口設置であるかどうか、整備状況の実態把握に加え、質の検討を含め盛り込んではいかがか。

「女性活躍加速の重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和2年4月16日

女性に対する暴力に関する専門調査会

中村 正

1. 「女性活躍加速のための重点方針 2020」の「④加害者プログラムを含む DV 対策の推進」にかかわって

加害者プログラムの必要性の認識は一致するところだと考えます。それを実現させていくための段階を区分けして実現させていく政策が必要ではないかと考えます。地域社会における脱暴力への指導や支援について、地方自治体と連携して試行する、つまり現行法の枠内で行えることを最大化する段階がまず想定できます。さらに心理的抑圧や人格の攻撃・侮辱をもとにして相手をコントロールしようとする DV や虐待を生起させる家族の関係性における暴力の特性に対応し、受講命令制度等の制度構築をめざす段階に分けて加害者対策を講じていく政策提案が必要だと考えます。身体的暴力への介入や脱暴力支援は刑事罰が中軸となります。心理的コントロール等を対象にした暴力はさらに広い視点からの加害者対応となります。これらをあわせて日本社会における、親密な関係性における本格的な暴力克服のための対策を講じる方針をもつべきだと考えます。重点方針としての記述にはこうした加害者プログラムの制度構築に取り組むという基本方針が必要となると考えます。

2. 「女性活躍加速のための重点方針 2020」の「⑤DV 対応と児童虐待対応との連携強化」にかかわって

DV 加害者プログラムの活用が虐待と関連する事案にも有益だと考えます。とくに児童相談所で当該家族全体を担当するケースワークにも貢献すると考えています。虐待を受けている子どもの救済と支援に際して担当ワーカーは家族の関係性全体を考慮しなければなりません。虐待を振るう父親は同時に DV 加害者でも多くのことがありますが、児童相談所は親子関係がメインです。夫婦関係の問題は後景に退きがちです。ようやく、たとえば面前 DV 問題として親子の関係と夫婦の関係の問題が交差し、その悪影響が論点となってきました。母親をコントロールすることも顕著にみられるような事件があります。児童虐待防止法では家族再統合事業や親への指導と位置づけているのですが、この交差する問題領域にこそ DV と虐待を関連づけるべき課題が多く内包されています。家族全体を見渡しながらケースワークをすることでしかこの課題は実現できません。関係機関間の連携を強化する際にも、DV 加害者プログラムが地域で利用できるようになっていくことで DV と虐待について家族介入後支援に資することになります。現在の記述では連携強化とリスクアセスメント、ガイドライン作成、研修強化が主眼となっています。これらにあわせて DV 加

害者プログラムの必要性と参加をすすめる制度構築と参加誘導を虐待対応からも促進させるべきだと考えます。上記1の指摘と重ねると相乗効果を発揮することになります。

3. 男性への啓発にかかわって

「女性活躍加速のための重点方針 2020」では抜け落ちていますが「重点方針 2019」には記載されていた「男性の暮らし方・意識の変革」のバージョンアップが必要だと考えます。特に女性活躍を促進させる観点からの重点化が暴力根絶の課題に関わり必要だと考えます。啓発の柱の一つに、通例、加害者となることの多い男性と暴力の関連があることを考慮した取り組みが必要でしょう。

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（骨子案）」の暴力にかかわる事項で指摘されている「女性に対するあらゆる暴力」（性犯罪・性暴力、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー）の加害者の多くは男性です。そして女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりにも男性への啓発が重要となります。この意味では、脱暴力ともかかわる男性相談体制の構築が有益だと考えます。内閣府等の調査では、被害者の性別について、女性の被害者が電話相談で 87.7%、面談で 97.8%を占めています。また、男性の被害者は、電話相談で 10.4%、面談で 2.2%となっており、男性はより面談につなげられていないとも考えられます。加害と男性性が強く関係しているとする、男性の被害者が相談に来ることができないという内的抑圧を男性性は伴うこととなります。

もちろん加害と被害という二軸だけではなく、広く男性問題として捕捉する仕組みも必要です。例えば、男性に多い自殺の防止、暴力加害へとも至る精神衛生の危機、相談できない抑圧的男性性と被暴力的関係（子どものいじめや体罰被害に関係する）からの救済や相談、加害に悩む男性の問題解決希求の広がりがあり、暴力加害に焦点をあてつつも、広く男性相談と位置づけた仕組みが有益でしょう。あるいは既存の相談のなかにこうした視点を構築していくことも奏功するでしょう。諸外国の取り組みが参考になります。スウェーデンの「メンズ・クライシスセンター」（全国 30 カ所に存在）があります。あるいはすでに DV 加害者プログラムへの参加・受講命令制度が構築されている諸国では各地にそれを実践する拠点が存在し、広く男性問題相談体制としても機能しています。これは被害者支援組織と連携しています。地域社会における一貫した脱暴力支援の取り組みといえます。

4. 感染症コロナ対策と DV・虐待について

緊急に整備された DV 相談体制の持続的な強化とともに、各種支援制度が個人をベースにして確実に被害者に届くようにすべきだと考えます。世帯単位の支援だと DV 被害者支援制度で構築してきた分離・保護をもとにした被害者個人への支援とならないことに留意すべきでしょう。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和2年4月16日

女性に対する暴力に関する専門調査会

納米恵美子

「女性活躍加速のための重点方針 2020 I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について

(1) 性犯罪・性暴力への対策の強化について

配偶者間の性犯罪・性暴力についても例外なく対策の対象としてほしい。

(2) 若年層に対する性的な暴力の根絶

③ メール・SNS等を活用した相談について

男女共同参画センターの相談部門に、メールやSNS等を活用した相談・支援のためのノウハウを広めてほしい。

(3) 配偶者等からの暴力への対策の推進

① 新型コロナウイルス感染症に伴うDVへの取組

被害者への同行支援やシェルターへの受入は感染リスクを伴う。公務災害補償の対象となる公務員とは異なり、民間団体のスタッフは被害者支援活動によって感染しても、現状では補償がない。高いリスクが予想される場合には公的機関が責任をもって行うことが望ましいと考える。民間団体の力が必要とされる場面では、民間団体スタッフの安全を守る処置と、もしもの場合の補償を行うべき。

これまでも大規模災害後の女性に対する暴力への対応が課題となり、様々な取組が行われてきた。まずは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対応が重要だが、今回の経験を一過性の対応を終わらせず、今後も起こりえる社会的危機状況での対応に役立てられるようにしていくべき。

② 民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進

・「地域」という言葉は様々な意味で用いられる。加害者プログラムに関する記述部分で使われている「地域社会内における」という言葉は刑事施設外でのプログラムという意味で使われていると理解できるが、被害者支援についての記述部分での「地域」とは、どういう意味なのか。緊急一時保護施設外での意味か。母子生活支援施設は「地域で自立」に含まれるのか。また、基礎自治体を単位とする区分なのか、地縁によるコミュニティのことを指すのか。「地域における被害者支援の充実」とは公的な支援以外の支援のことかと思われるが、何を指すのかあいまいである。

⑤ DV対応と児童虐待対応との連携強化

要保護児童対策地域協議会の会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）に、配偶者暴力相談支援センターがどの程度参加しているのかについて、参加にあたっての支障があるのであ

れば、それが何なのかを把握する調査をしたほうがよい。

R2年度には、LGWAN-ASPを介して要保護児童等に関する情報共有システムが開発されると聞いているが、セキュリティを守りつつ、配偶者暴力相談支援センターも、この情報共有システムにアクセスできるようにしてはどうか。

(6) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

① 的確な実態の把握の推進

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける統計の見直し

センター間で統計の取り方が統一されていないのではないかと？ センター職員を対象とする研修の実施など、統計の取り方を統一する取組が必要。

現在の相談統計では、DVによる中長期的な影響が把握されにくい。結果として、自立支援の必要性が客観的に把握されにくい。相談の全数についての追跡調査は難しい面があるかもしれないが、サンプル調査などの方法で、センターへの相談後の状況について把握する工夫を行ってほしい。

④ 関係機関・団体の連携の促進及び研修等の充実

関係機関が連携して支援していくためには、研修の充実だけでは不十分。子どもがいる場合には、要保護児童対策地域協議会の枠組みで関係機関間で情報共有できるが、未成年子がいない場合には別途情報共有の仕組みを考えなければならない。個人情報保護との兼ね合いで難しい面をはらむが、実効性ある関係機関間連携のためには、検討が不可欠。

また、関係機関が役割分担しつつ支援を行うためには、個々の事案についての中心となる支援機関がどこかを含めて、支援計画を関係機関で共有したうえで支援を進めていくことが望ましい。こうした支援の在り方について、「相談の手引き」等で示してほしい。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」の策定に向けた主な事項例について

I 安全・安心な暮らしの実現

○ 困難を抱える女性への支援について

取組事項例が母親としての女性への支援のみとなっている。子どもの有無にかかわらず、困難な状況にある女性個人を支援の対象とすべきであるし、取組事例にそうした事例を記載すべき。

III 女性活躍のための基盤整備

「女性活躍加速のための重点方針 2019」で取上げられた「地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進」は進んだのか？ 成果について説明いただきたい。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和2年4月16日

女性に対する暴力に関する専門調査会

原 健一

◎女性に対するあらゆる暴力の根絶

資料4(I-1)の並びは、「性犯罪・性暴力対策の強化」が1番目になっているが、(3)配偶者等からの暴力への対策の推進を1番目に置いた方が、これまでの取組や議論の蓄積を考えると個人的には納得がいく。

(3)-②民間シェルター等における被害者支援のための取組の推進では、民間シェルターが存在しない自治体もあることから、シェルターを持っていない民間の支援団体とDV対策担当課との協働を促すことや支援能力を高めるための民間に蓄積されたノウハウの提供、支援員になるための本格的な研修プログラムを関係者が受講できるよう、よりプロ化への取組が必要と考える。思い切って、DV被害者支援員の国家資格化も検討しても良いのではないか。

重点方針2020に書き込む事項として、民間シェルター等における取組などは、令和2年度の目標を書き込むことなど、この1年で進んだことを中心に書きぶりの修正を検討されたい。

暴力被害経験が、女性の生涯を通じた健康被害の可能性を高めるものとして、何等かの書き方ができないか。

資料2 警察庁資料に関する質問。

配偶者暴力事案等とストーカー事案は重複して起きることが多いと思うが、そもそも配偶者等とそれ以外を分けて対応しているのか。今後、ストーカー事案の取り扱い件数に(うち配偶者等からの被害)など表記することは可能か。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」に盛り込むべき重点取組事項に関する意見

令和2年4月16日
女性に対する暴力に関する専門調査会
山田昌弘

基本計画策定専門調査会でのコメントと一部重複があることをお許し下さい。

1. 資料4

「2. 困難を抱える女性への支援 (1) 困難に直面する女性への支援 (2) ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進」

これは、項目なので、これでよいのですが、中身に入ったときに

(1) 困難に直面する女性の中に、

①「接客サービス業に従事する立場が弱い女性」を加えていただきたい。(文言はここにいれなくてもよいです)

②「親と同居し、介護等に従事するが、親の死後貧困に直面する可能性がある女性」などの問題も加えていただいたらありがたいです。

(2) ひとり親家庭等 の中に、等に含まれますが、「連れ子がいる再婚家庭(事実婚も含む)」への支援も必要でないかと、最近の児童虐待の例から見て思いました。

2. 参考資料3

「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、国家公務員に対する研修の実施によるセクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等の周知徹底やセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備等を着実に実施する。

また、男女雇用機会均等法等の改正法及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」(平成31年4月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告)の趣旨を踏まえ、労働分野はもとより、**教育・スポーツ等を始めとする他の分野**においても、相談体制の整備や実効性の確保を始め、被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を促進する。また、関係省庁で連携し、実態を把握しながら、**就職活動中の学生**に対するセクシュアル・ハラスメントの防止策を実施する。」の部分ですが、この部分で就職活動中の学生を例示で入れていただいてありがたいです。

教育・スポーツ等の所に、「福祉、社会活動」も例示として文言で加えていただければありがたいです。

3. 資料1 内閣府

加害者更生に関してなのですが、これも、男性加害者は不安定就労が多いという感触があります。心理的支援だけでなく、職業的支援も必要ではないかとコメントします。

以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。